

ID: 194

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事業者証の交付
例規名 根拠条項	大河原町指定給水装置工事事業者規程 第5条第1項
例規番号	令和2年企業管理規程第6号
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条の規定による。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第4条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有するものであること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の管の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 精神の機能の障がいにより給水装置工事業の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 法令に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>エ 第7条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がある者</p> <p>(指定工事業者証の交付)</p> <p>第5条 管理者は、第3条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に大河原町指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第7条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。</p> <p>3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第8条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。</p> <p>4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日